

# 美作大学短期大学部学則

2025. 4. 1

# 美作大学短期大学部学則

## 第1章 総則

第1条 本学は、高等教育及び学術の拠点として、小規模大学の特性を生かし、学生の個性を尊重し、能力を向上させ、創造的で自立した人間を育成する。また、専門教育と教養教育の充実及び両者の調和を図ることにより、新しい時代の生活の向上に寄与できる、人間性豊かな専門的職業人を養成する。更に、地域社会の課題を反映させた教育研究に取り組むとともに、地域社会の人々に対し、広く学習の機会を提供することを通し、生活の向上及び文化の進展に寄与することを目的とする。

第1条の2 本学は、教育研究の向上を図るとともに、その目的を達成するため、自己点検・評価委員会を設置し、教育研究活動等について自ら点検・評価を行う。

2 自己点検・評価委員会の構成・運営については、別に定める。

第2条 本学は、美作大学短期大学部と称する。

第3条 本学は、岡山県津山市北園町50番地に置く。

第4条 本学に、次の学科を置く。

栄養学科 幼児教育学科

2 各学科の人材養成の目的は次のとおりとする。

栄養学科

栄養に関する科学的な知識に加え、栄養士が修得すべき技能及び考え方などを十分に養い、栄養士に関わるさまざまな状況に対して柔軟に対応できる能力を養うことにより、多面的な視野で健康維持・増進のサポートができる栄養士の養成を目的とする。

幼児教育学科

保育・幼児教育についての専門的な知識や理論を修め、実践力と研究する姿勢を身につけ、併せて、子ども及び子どもの文化の理解に基づき、次代を担う子どもたちの人間形成に寄与する支援力をそなえた保育士・幼稚園教諭の養成を目的とする。

3 各学科の教育目標は別に定める。

4 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーは別に定める。

第5条 本学の修業年限は、2年とする。

第6条 本学の各学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学科名	入学定員	収容定員
栄養学科	0名	40名
幼児教育学科	0名	40名

## 第2章 学年・学期及び休業日

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条 学年は、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

ただし、学長は、前期・後期の授業日数を調整するため、教授会の議を経て、前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

第9条 定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び土曜日・日曜日
- (2) 春季休業4月1日から4月8日まで
- (3) 夏季休業8月1日から9月30日まで
- (4) 冬季休業12月21日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず学長は、教授会の議を経て、臨時に休業日を設け、又は臨時に変更することができる。

ただし、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

### 第3章 教育課程・授業科目の単位数及び履修方法

第10条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 一の授業科目について、講義・演習・実験・実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数の基準は、その組み合わせに応じ、前(1)～(3)号に規定する基準を考慮して本学が定める。

2 前項の規定にかかわらず、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる卒業研究等の授業科目については、その科目に必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

第10条の2 講義、演習、実験、実習若しくは実技の授業は、多様なメディアを高度に利用して当該授業を履修させることができる。メディアを利用して行う授業はパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 メディアを利用して行う授業は教室等以外の場所で履修させることができる。

3 メディアを利用して行う授業に関する規程は別に定める。

第11条 本学の教育課程は、別表1のとおりである。

第12条 学生は、2年以上本学に在学して、第11条の教育課程別表1に掲げる授業科目を履修し、62単位以上修得しなければならない。

2 教育職員免許状を得ようとするものは、前項の規定による単位を修得し、かつ教育職員免許法・同法施行規則に規定する科目及び単位を修得しなければならない。

3 栄養士免許証を得ようとするものは、栄養学科に在籍し、栄養士法・同法施行規則に定める教育の内容に基づいて開設した科目及び単位を修得しなければ

ばならない。

- 4 保育士の資格を得ようとするものは、幼児教育学科に在籍し、児童福祉法・同法施行規則に規定する科目及び単位を修得しなければならない。
- 5 削除
- 6 本学の各学科において取得できる免許資格の種類は次のとおりとする。

学科名	取得できる免許及び資格の種類
栄 養 学 科	栄 養 士 免 許 証
幼 児 教 育 学 科	幼稚園教諭二種免許状 保 育 士 資 格

- 7 第12条第1項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第10条の2の授業の方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。

第13条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において履修した単位以外のものについては、合わせて15単位を超えないものとする。

第14条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学等の授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

本学と単位互換に関する協定のある短期大学又は大学等の授業科目については別に定める協定書等によるものとする。

- 2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、30単位を超えないものとする。
- 4 学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合は前3項を準用する。この場合、履修したものとみなすことができる単位は、前項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第14条の2 前2条の規定に拘わらず、幼児教育学科における保育士資格取得に係る科目の単位については別にさだめるものとする。

#### 第4章 単位の認定及び卒業

第15条 単位の認定は、試験による。

- (1) 試験は科目試験とする。
- (2) 科目試験は原則として毎学期末に行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、第10条第2項の授業科目については、別に定め

る方法により学修の成果を評価して単位を認定する。

3 前2項の成績は、優・良・可・不可の4段階とし、可以上を合格とする。

ただし、教育上有益と認めるときは、学修の成果を評価して単位認定のみを行うことができる。

第16条 本学に2年以上在学し、第12条の規定に定める所定の単位数を修得した者に対し、教授会の議を経て、学長は卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業を認定した者に、学長は学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第17条 在学期間は4年を超えることはできない。

2 ただし、第27条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

## 第5章 入学・休学・復学・退学・再入学・留学・転(入)学・転学科及び除籍

第18条 本学の入学期は、毎学年の始めとする。

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む)

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(7) その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第20条 入学は、志願者中より試験により選考の上、これを許可する。

第21条 削除

第22条 入学志願者又は学則第26条第2項に規定する再入学志願者は、所定の入学願書に、別に定める書類及び入学検定料2万5千円を添えて提出しなければならない。

第23条 入学を許可された者は、本学所定の誓約書を保証人連署の上、提出しなければならない。

第24条 保証人は、年齢30歳以上で独立の生計を営む者でなければならない。

2 保証人を変更しようとするときは、速やかに届け出なければならない。

3 保証人が転居したときは、速やかに届け出なければならない。

4 保証人が長期にわたり不在のときは、あらかじめ相当の代理人を定め、届け出なければならない。

第25条 病気その他の事由で、引続き3か月以上修学することができない者は、1年以内休学することができる。

ただし、特別の事情があるときは、さらに1年以内の休学をすることができる。

る。

2 休学期間は、通算して修業年限を超えることができない。

ただし、休学期間は、在学期間に算入しない。

3 休学の事由が解消した者は、届け出によって復学することができる。

第26条 退学しようとする者は、その理由を詳記し、保証人連署の上、願い出なければならない。

2 前項により退学した者が再入学を願出たときは、選考の上、これを許可することができる。

第26条の2 本学の学生で外国の大学へ留学を希望する者については、当該学科及び教務委員会の意見を求めた上で、学長は留学を認めることができる。

2 前項の規定による留学の期間のうち、第5条に規定する修業年限に算入できるのは、1年を原則とする。

3 留学に関する手続等必要な事項については、別に定める。

第27条 他の大学等から本学に転入学を志願する者があるときは、当該学科の学年の学生の授業に支障がないと認めた場合に限り、選考の上、相当学年に入学を許可することができる。

2 選考方法、既修得単位の認定、転入学後の在学年数及びその他必要な事項については、別に定める。

第28条 本学の学生が転学科を願出たときは、選考のうえ、これを許可することができる。

2 選考方法、既修得単位の認定、転入学後の在学年数及びその他必要な事項については、別に定める。

第28条の2 本学の学生が転学を願出たときは、事情止むを得ないと認めた場合に限り、これを許可することができる。

第29条 次の各号の一に該当する学生は除籍することができる。

(1) 学費を滞納し、督促を受けてもなお所定の期日までに納入しない者

(2) 第17条に定める在学年数を超えた者

(3) 第25条第1項・第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 長期にわたり行方不明の者

第30条 学生の入学・転入学・転学科及び再入学は、教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

2 学生の休学・復学・退学・留学・転学・除籍の手続き及びその他必要な事項については、別に定める。

## 第6章 入学金及び学費

第31条 本学に入学を許可された者は、入学金23万円を納めなければならない。

第32条 授業料及び施設設備費の年額は、次のとおりとする。

	授業料	施設設備費
栄 養 学 科	77万円	5万円
幼 児 教 育 学 科	77万円	5万円

第33条 学費とは、授業料・施設設備費・その他教育に必要な費用をいう。

2 学費は、これを2期に分け、所定の期日までに納めるものとする。

ただし、各月分納を願い出たときは、これを許可することができる。この場合は、休業中も所定の期日までに納入しなければならない。

第34条 正当な理由なくして学費を滞納した者に対しては、試験ならびに単位を認定しない。

第35条 期途中で退学・休学及び他の大学への転学の場合にも、その期の学費は納入しなければならない。

ただし、期を通して休学する場合は、その期の学費は免除する。

第36条 学費の種類・金額・納入に必要な手続き等については、別に定める。

第37条 既納の納入金は、理由のいかんを問わずこれを返付しない。

ただし、入学予定者で入学手続き後に、入学辞退を申し出た者には、指定した日までに、文書による入学辞退届けを提出したものに限り、入学金を除く既納の納入金を返付する。

## 第7章 専攻科

第38条 本学に専攻科を設け、介護福祉専攻を置く。

第38条の2 本専攻は介護福祉の課程についての専門の知識及び技術の教授により、地域の人々の生活の質の向上に貢献できる人材を養成することを目的とする。

2 本専攻の教育目標は別に定める。

3 カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーは別に定める。

第38条の3 本専攻科の専攻名、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	入学定員	収容定員
介護福祉専攻	20名	20名

第39条 介護福祉専攻の修業年限は、1年とする。

学生は4年を超えて在学することはできない。

第40条 介護福祉専攻に入学できる者は、厚生労働省の指定した保育士養成施設を卒業し、保育士資格を有する者とする。

2 介護福祉専攻には編入学、転入学を認めない。

3 介護福祉専攻には科目等履修生を認めない。

第41条 授業科目及び単位数は、別表3のとおりである。

第42条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には所定の単位を与える。

2 出席時間数が別表3に定められた単位数に基づく授業時間数の3分の2(介護実習Ⅰ・Ⅱについては5分の4)に満たない授業科目については単位認定は行わない。

第43条 介護福祉専攻を修了するためには、学生は1年以上在学し、別表3に掲げる授業科目を履修し、51単位を修得しなければならない。

第44条 介護福祉専攻に1年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者に対し、教授会の議を経て、学長は修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

第45条 介護福祉専攻を修了した者は、介護福祉士の国家試験受験資格を取得できる。

第46条 専攻科の検定料、入学金、授業料の金額は次のとおりとする。

検定料	25,000円
入学金	230,000円
授業料	770,000円

- 2 授業料以外の納付金については、別に定める納付金細則による。
- 3 授業料及びその他の納付金は、これを2期に分け、所定の期日までに納めるものとする。ただし、各月分納を願い出たときは、これを許可することができる。この場合は、休業中も所定の期日までに納入しなければならない。

第47条 学生の入学・休学・復学・退学及び除籍は、教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

第48条 第2章、第3章（第10条第2項、第11条、第12条、第13条、第14条、第14条の2を除く）、第4章（第15条の第2項、第16条、第17条を除く）、第5章（第19条、第26条の2、第27条、第28条、第29条第2号条を除く）、第6章（第31条、第32条、第33条を除く）、第8・9章、第13～16章の規定は、専攻科の学生に適用する。

## 第8章 職員組織及び教授会

第49条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

- 2 前項のほか、必要に応じ副学長・短期大学部長及びその他の職員を置くことができる。
- 3 学長、副学長及び短期大学部部長の選任方法及びその他必要な事項については、別にこれを定める。

第50条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、副学長、短期大学部部長、教授、准教授及び事務局長でこれを組織する。なお、副学長及び短期大学部部長は、前条第2項の規定により、これらの職を置く場合に限る。  
ただし、必要に応じて他の職員を参加させることができる。

第51条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議を行い意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び専攻科の修了
  - (2) 学位の授与
  - (3) 前2号に掲げるものの他、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 2 教授会は、前項に規定するものの他、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
  - 3 教授会の運営に関し必要な事項は、別にこれを定める。

## 第9章 褒賞及び懲戒

第52条 本学の学生で、学術優秀・操行善良で、学生生活に寄与するところが顕著と認められた者は、教授会の議を経て、奨学金又は他の方法で、学長がこれを表彰する。

第53条 本学学生で、学則その他学内諸規程に違反、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒することができる。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告・停学及び退学とする。
- 3 懲戒に関する手続及びその他必要な事項については、別にこれを定める。

## 第10章 科目等履修生・特別聴講学生

第54条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目を履修することを希望する者に対しては、部科（課）長会議において当該学科学生の学修に支障がないと認めたとときに限り、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。なお、本学が高大連携に関する協定を締結している高等学校等の履修生徒については、これを特に生徒科目等履修生と称し、選考の上、許可することができる。

2 科目等履修生を志願する者は、所定の書類に検定料1万円を添え、各期開始日までに願出しなければならない。

3 科目等履修生は、1単位につき1万2千円の履修料を所定の期日までに納入しなければならない。

4 前2・3項の規定に関わらず、生徒科目等履修生については、検定料及び履修料を免除する。

5 科目等履修生及び生徒科目等履修生に関して必要な事項は、それぞれ別にこれを定める。

### 第55条 削除

第55条の2 本学と単位互換協定を締結した大学、短期大学、高等専門学校等の学生で、特別聴講学生を志願する者に対しては、部科（課）長会議において当該学科学生の学修に支障がないと認めたとときに限り、選考の上、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別にこれを定める。

## 第11章 研究生

第56条 本学の学生以外で、本学において特定の事項を研究することを希望する者に対しては、第19条の規定にかかわらず、学長は、教授会において一般学生の学修への支障の有無について意見を求め、選考の上、研究生としてこれを許可することができる。

2 研究生を志願する者は、所定の願書に履歴書及び検定料1万円を添え、研究開始1か月以前に願出しなければならない。

第57条 研究生は、指導教員の指導をうけて研究を行う。

第58条 研究料は、当該年度の授業料の半額とし、研究開始の当初の月に納入するものとする。

ただし、本学の卒業生については別に定める。

2 実習・実験等に要する費用は、必要に応じて研究生の負担とする。

第59条 研究生が相当の成果をあげたと認められた場合は、学長は研究証明書を交付することができる。

## 第12章 外国人留学生

第60条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願するものに対しては、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関して必要な事項は、別にこれを定める。  
第61条 削除

### 第13章 公開講座

第62条 本学は適時公開講座を設け、学生及び一般市民の研究のために資することができる。

- 2 公開講座の企画・運営に関する規程は、別にこれを定める。  
第63条 削除

### 第14章 図書館

第64条 本学に、図書館を設け、職員及び学生の研究に資する。

- 2 図書館に関する規程は、別にこれを定める。  
第65条 削除

### 第15章 附属施設等

第66条 本学に、地域生活科学研究所を設け、教育研究に資する。

- 2 研究所に関する規程は、別にこれを定める。  
第67条 削除  
第67条の2 本学に、学生の社会性の涵養及び地域貢献のため、ボランティアセンターを設けることができる。  
2 ボランティアセンターに関する規程は、別にこれを定める。  
第67条の3 本学に、スポーツ振興及びスポーツによる地域貢献のため、スポーツセンターを設けることができる。  
2 スポーツセンターに関する規程は、別にこれを定める。  
第67条の4 本学に、学修・学術情報センターを設ける。  
2 学修・学術情報センターに関する規程は、別にこれを定める。  
第67条の5 本学に、教職課程センターを設ける。  
2 教職課程センターに関する規程は、別にこれを定める。

### 第16章 厚生保健施設

第68条 本学に寮舎を設置し、希望により学生の入寮を許可し、その共同生活のために資する。

- 2 寮舎に関する細則は、別にこれを定める。  
第69条 本学に保健室を設け、職員・学生の福祉をはかり、その保健に資する。  
第70条 削除  
第71条 本学に育英会の制度を設け、学費の支出の困難な学生に対し奨学金を支給又は貸与する。  
2 育英会に関する規則は、別にこれを定める。  
第72条 削除

## 附 則

第 7 3 条 この学則は、昭和 26 年 4 月 1 日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和 28 年 4 月 1 日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和 29 年 4 月 1 日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和 31 年 4 月 1 日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和 34 年 4 月 1 日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和 35 年 4 月 1 日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和 36 年 4 月 1 日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和 37 年 4 月 1 日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和 38 年 4 月 1 日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和 39 年 4 月 1 日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和 40 年 4 月 1 日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和 41 年 4 月 1 日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和 42 年 4 月 1 日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和 43 年 4 月 1 日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和 44 年 4 月 1 日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和 45 年 4 月 1 日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和 47 年 4 月 1 日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和 49 年 4 月 1 日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和 50 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、昭和 49 年度以前の入学者については、第 29 条及び第 31 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、昭和 51 年 4 月 1 日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和 52 年 4 月 1 日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和 53 年 4 月 1 日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和 54 年 4 月 1 日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和 55 年 4 月 1 日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和 56 年 4 月 1 日より実施する。

本学則の一部を改正し、昭和 57 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、昭和 56 年度以前の入学者については、第 6 条・第 11 条・第 30 条・第 31 条に関しては、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、昭和 58 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、昭和 57 年度以前の入学者については、第 32 条・第 33 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、昭和 59 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、昭和 58 年度以前の入学者については、第 32 条・第 33 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、昭和 60 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、昭和 59 年度以前の入学者については、第 32 条・第 33 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、昭和 61 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、昭和 60 年度以前の入学者については、第 32 条・第 33 条について、

入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、昭和 62 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、昭和 61 年度以前の入学者については、第 11 条・第 32 条・第 33 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、昭和 63 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、昭和 62 年度以前の入学者については、第 4 条・第 6 条・第 11 条・第 12 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、昭和 63 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、昭和 62 年度以前の入学者については、第 32 条・第 33 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成元年 4 月 1 日より実施する。

ただし、昭和 63 年度以前の入学者については、第 32 条・第 33 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成 2 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、生活科学科の学生総数については、学則第 6 条にかかわらず、平成 2 年度は、生活科学専攻 90 名、食物栄養学専攻 170 名とする。

本学則の一部を改正し、平成 3 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、平成 2 年度以前の入学者については、第 11 条・第 32 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成 4 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、平成 3 年度以前の入学者については、第 10 条・第 11 条・第 12 条・第 15 条・第 32 条・第 33 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成 5 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、平成 3 年度以前の入学者については、第 11 条・12 条について入学時の学則によるものとし、第 33 条について平成 3 年度の学則によるものとする。平成 4 年度以前の入学者については、第 32 条について入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成 6 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、平成 3 年度以前の入学者については、第 11 条・第 12 条について入学時の学則によるものとし、第 33 条について平成 3 年度の学則によるものとする。平成 5 年度以前の入学者については、第 32 条について、入学時の学則によるものとする。第 22 条については平成 7 年度入学志願者から適用する。第 31 条については平成 7 年度入学者から適用する。

本学則の一部を改正し、平成 7 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、平成 6 年度以前の入学者については、第 11 条・第 12 条・第 32 条・第 33 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成 10 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、平成 9 年度以前の入学者のうち第 12 条第 5 項に規定する者以外の者については、第 11 条・第 12 条について入学時の学則によるものとし、平成 9 年度以前の入学者のうち第 12 条第 5 項に規定する者については、第 11 条に規定する別表 2 を除き入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成 11 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、平成 10 年度以前の入学者については、幼児教育学科別表 1 について、入学時の学則によるものとする。

- 1 本学則は、平成 12 年 4 月 1 日より改正する。  
ただし、平成 11 年度以前の入学者については、第 4 条・第 6 条・第 11 条・第 12 条について改正前の学則によるものとし、第 32 条について、入学時の学則によるものとする。
- 2 生活科学科生活科学専攻について、平成 12 年度より学生の募集を停止する。
- 3 各学科・専攻の収容定員は、学則第 6 条の規程にかかわらず、平成 12 年度は、生活科学科生活科学専攻 60 名、生活科学科食物栄養学専攻 110 名、幼児教育学科 170 名とする。  
本学則は、平成 13 年 4 月 1 日より改正する。  
ただし、平成 12 年度以前の入学者については、第 4 条・第 6 条・第 11 条・第 12 条について改正前の学則によるものとし、第 32 条について、入学時の学則によるものとする。  
本学則の一部を改正し、平成 14 年 4 月 1 日より実施する。  
ただし、平成 13 年度以前の入学者については、第 11 条・第 12 条・第 32 条について、入学時の学則によるものとする。第 2 条・第 6 条・第 38 条について、平成 14 年度は改正前の学則によるものとし、平成 15 年度から適用する。  
本学則の一部を改正し、平成 14 年 7 月 23 日より実施する。  
本学則の一部を改正し、平成 15 年 4 月 1 日より実施する。  
ただし、平成 14 年度以前の入学者については、第 11 条、第 12 条、第 32 条について、入学時の学則によるものとする。  
本学則の一部を改正し、平成 16 年 4 月 1 日より実施する。  
ただし、平成 15 年度以前の入学者については、第 11 条、第 12 条、第 32 条について、入学時の学則によるものとする。  
本学則の一部を改正し、平成 17 年 4 月 1 日より実施する。  
ただし、平成 16 年度以前の入学者については、第 11 条、第 12 条、第 32 条について、入学時の学則によるものとする。  
本学則の一部を改正し、平成 18 年 2 月 1 日より実施する。  
本学則の一部を改正し、平成 18 年 4 月 1 日より実施する。  
ただし、平成 17 年度以前の入学者については、第 11 条、第 12 条及び第 32 条について、入学時の学則によるものとする。  
本学則の一部を改正し、平成 19 年 4 月 1 日より実施する。  
ただし、平成 18 年度以前の入学者については、第 11 条、第 12 条及び第 32 条について、入学時の学則によるものとする。  
本学則の一部を改正し、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。  
ただし、平成 19 年度以前の入学者については、第 11 条、第 12 条及び第 32 条について、入学時の学則によるものとする。  
本学則の一部を改正し、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。  
ただし、平成 20 年度以前の入学者については、第 11 条、第 12 条及び第 32 条について、入学時の学則によるものとする。  
本学則の一部を改正し、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。  
ただし、平成 21 年度以前の入学者については、第 11 条、第 12 条及び第 32 条について、入学時の学則によるものとする。  
本学則の一部を改正し、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。  
ただし、平成 22 年度以前の入学者については、第 11 条、第 12 条及び第 32

条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、平成 23 年度以前の入学者については、第 11 条、第 12 条及び第 32 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、平成 25 年度以前の入学者については、第 11 条、第 12 条及び第 32 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、平成 26 年度以前の入学者については、第 11 条及び第 12 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

本学則の一部を改正し、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、平成 29 年度以前の入学者については、第 11 条、第 12 条及び第 32 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、2019（平成 31）年 4 月 1 日より施行する。

ただし、平成 30 年度以前の入学者については、第 11 条、第 12 条及び第 32 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、2020（令和 2）年 4 月 1 日より施行する。

ただし、2019（平成 31）年度以前の入学者については、第 11 条、第 12 条及び第 32 条について、入学時の学則によるものとする。

また、学則別表 1 の防災関連科目については、2019（平成 31）年度以前の入学者にも適用する。

本学則の一部を改正し、2021（令和 3）年 4 月 1 日より施行する。

ただし、2020（令和 2）年度以前の入学者については、第 11 条、第 12 条及び第 32 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、2022（令和 4）年 4 月 1 日より施行する。

ただし、2021（令和 3）年度以前の入学者については、第 11 条及び第 12 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、2023（令和 5）年 4 月 1 日より施行する。

ただし、2022（令和 4）年度以前の入学者については、第 11 条及び第 12 条について、入学時の学則によるものとする。

本学則の一部を改正し、2024（令和 6）年 4 月 1 日より施行する。

ただし、2023（令和 5）年度以前の入学者については、第 6 条、第 11 条、第 12 条及び第 32 条について、入学時の学則によるものとする。

1 本学則の一部を改正し、2025（令和 7）年 4 月 1 日より施行する。

2 栄養学科及び幼児教育学科は、2025（令和 7）年度から学生の募集を停止する。

3 栄養学科及び幼児教育学科の 2026（令和 8）年度の収容定員は次のとおりとする。

学科名	収容定員
栄 養 学 科	0 名
幼児教育学科	0 名

4 改正後の学則にかかわらず、栄養学科及び幼児教育学科は、2025（令和 7）年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するも

のとする。

5 専攻科は、2026（令和 8）年度から学生の募集を停止する。

6 専攻科の 2026（令和 8）年度の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

専攻名	入学定員	収容定員
介護福祉専攻	0 名	0 名

7 改正後の学則にかかわらず、専攻科は 2026（令和 8）年 3 月 31 日に専攻科に在学する者が専攻科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

【学則】別表 1

教養・基礎教育科目（栄養学科）

区分	授 業 科 目	必修・選択 の別	単位数	備考
導 入 科 目	1 年 次 セ ミ ナ ー	必修	2	
教 養 ・ 基 礎 科 目	日 本 語 リ テ ラ シ ー	選択	2	
	心 理 学 概 論	選択	2	
	食 文 化 論	選択	2	
	基 礎 化 学	選択	2	
	基 礎 生 物 学	選択	2	
SDGs 関連科目	現 代 生 活 論	選択	2	
キ ャ リ ア 科 目	ボ ラ ン テ ィ ア 論	選択	1	
	イ ン タ ー ン シ ッ プ 実 習	選択	1	
	ボ ラ ン テ ィ ア 実 習	選択	1	
デ ー タ サ イ エ ン ス 科 目	情 報 リ テ ラ シ ー I	選択	2	この5科目の中から、1科目2単位以上選択必修
	情 報 リ テ ラ シ ー II	選択	2	
	調 査 と 統 計	選択	2	
	デ ー タ サ イ エ ン ス 科 目 関 連 資 格 認 定 I	選択	1	
	デ ー タ サ イ エ ン ス 科 目 関 連 資 格 認 定 II	選択	1	
外 国 語 科 目	英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン I	選択	1	
	英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン II	選択	1	
	英 語 資 格 認 定 I	選択	1	
	英 語 資 格 認 定 II	選択	2	
	留 学 生 日 本 語 I	選択	1	「外国人留学生選考」合格者のみ履修可
	留 学 生 日 本 語 II	選択	1	
ス ポ ー ツ 健 康 科 目	ス ポ ー ツ 健 康 講 義	選択	1	
	ス ポ ー ツ 健 康 実 習	選択	1	
防 災 関 連 科 目	災 害 を 知 る	選択	2	「防災士」関連科目
単 位 互 換 科 目	放 送 大 学 科 目 I	選択	—	単位は修得した科目の単位数を認定する
	放 送 大 学 科 目 II	選択	—	単位は修得した科目の単位数を認定する
合 計			36	必修科目 4 単位 (含む選択必修科目 2 単位) 選択科目 32 単位

【教養・基礎教育科目の卒業要件】

必修科目 2 単位、選択必修科目 2 単位以上と選択科目 6 単位を合わせた、計 10 単位以上を修得のこと。

専門教育科目（栄養学科）

区分	授 業 科 目	必修・選択の別	単位数	備 考
社会生活 と健康	公 衆 衛 生 学	必修	2	栄養士必修
	社 会 福 祉 概 論	選択	2	栄養士必修
人体の 構造と 機能	解 剖 生 理 学 I	選択	2	栄養士必修
	解 剖 生 理 学 II	選択	2	栄養士必修
	病 理 学	選択	2	栄養士必修
	生 化 学 I	選択	2	栄養士必修
	生 化 学 II	選択	2	
	生 化 学 実 験	選択	1	栄養士必修
食品と 衛生	食 品 学 I	必修	2	栄養士必修
	食 品 学 II	必修	2	栄養士必修
	食 品 学 実 験 I	選択	1	栄養士必修
	食 品 学 実 験 II	選択	1	
	食 品 学 実 習	選択	1	栄養士必修
	食 品 衛 生 学	必修	2	栄養士必修
	食 品 衛 生 学 実 験	選択	1	栄養士必修
栄養と 健康	基 礎 栄 養 学 I	必修	2	栄養士必修
	基 礎 栄 養 学 II	選択	2	栄養士必修
	応 用 栄 養 学	必修	2	栄養士必修
	応 用 栄 養 学 実 習	選択	1	栄養士必修
	臨 床 栄 養 学 概 論	選択	2	栄養士必修
	臨 床 栄 養 学 実 習	選択	1	栄養士必修
栄養の 指導	公 衆 栄 養 学 概 論	選択	2	栄養士必修
	栄 養 指 導 論 I	必修	2	栄養士必修
	栄 養 指 導 論 II	必修	2	栄養士必修
	栄 養 指 導 論 実 習	選択	1	栄養士必修
	食 事 摂 取 基 準 論	選択	2	
給食の 運営	給 食 計 画 論	選択	2	栄養士必修
	給 食 実 務 論	選択	2	栄養士必修
	給 食 献 立 作 成 実 習	選択	1	栄養士必修
	給 食 管 理 実 習 I	選択	1	栄養士必修
	給 食 管 理 実 習 II	選択	1	栄養士必修
	学 外 実 習 指 導	選択	1	栄養士必修 事前事後指導
	調 理 学	必修	2	栄養士必修
	基 礎 調 理 学 実 習	必修	1	栄養士必修
	調 理 学 実 習 I	必修	1	栄養士必修
	調 理 学 実 習 II	選択	1	栄養士必修
単位互 換科目	放 送 大 学 科 目 III	選択	—	単位は修得した科目の単位数 を認定する
	放 送 大 学 科 目 IV	選択	—	
	食 料 経 済	選択	2	
	栄 養 情 報 処 理 演 習 I	選択	1	

栄 養 情 報 処 理 演 習 II	選 択	1	
栄 養 学 特 別 演 習	選 択	1	
合 計		62	必修科目 20 単位 選択科目 42 単位

**【専門科目の卒業要件】**

必修科目 20 単位に選択科目 32 単位を加え、52 単位以上修得すること。

教養・基礎教育科目（幼児教育学科）

区分	授業科目	必修・選択の別	単位数	備考
導入科目	1年次セミナー	必修	2	
教養・基礎科目	日本語リテラシー	選択	2	
	心理学概論	選択	2	
	遊びと人間	選択	2	
	日本国憲法	選択	2	
	絵本と子どもの世界	選択	2	
SDGs 関連科目	現代生活論	選択	2	
	ボランティア論	選択	1	
	インターンシップ実習	選択	1	
	ボランティア実習	選択	1	
データサイエンス科目	情報リテラシー	選択	2	この5科目の中から、1科目2単位以上 選択必修
	情報活用演習	選択	1	
	調査と統計	選択	2	
	データサイエンス科目関連 資格認定Ⅰ	選択	1	
データサイエンス科 目関連資格認定Ⅱ	選択	1		
外国語科目	英語コミュニケーションⅠ	選択	1	「外国人留学生選考」合格者のみ履修可
	英語コミュニケーションⅡ	選択	1	
	英語資格認定Ⅰ	選択	1	
	英語資格認定Ⅱ	選択	2	
	留学生日本語Ⅰ	選択	1	
	留学生日本語Ⅱ	選択	1	
スポーツ健康科目	レクリエーション概論	選択	2	
	レクリエーション実技・実習	選択	2	
	スポーツ健康講義	選択	1	
	スポーツ健康実習	選択	1	
防災関連科目	災害を知る	選択	2	「防災士」関連科目
単位互換科目	放送大学科目Ⅰ	選択	—	単位は修得した科目の単位数を認定する
	放送大学科目Ⅱ	選択	—	単位は修得した科目の単位数を認定する
合計			39	必修科目4単位(含む選択必修科目2単位)選択科目35単位

【教養・基礎教育科目の卒業要件】

必修科目2単位、選択必修科目2単位以上と選択科目6単位を合わせた、計10単位以上を修得のこと。

専門教育科目（幼児教育学科）

区分	授 業 科 目	必修・選択 の別	単位数	備考
保育の本 質・目的 に関する 科目	保 育 原 理	必修	2	
	保 育 ・ 教 職 論	選択	2	
	教 育 原 理	必修	2	
	教 育 法 規	選択	2	
	社 会 福 祉	選択	2	
	子 ども 家 庭 支 援 論	選択	2	
	子 ども 家 庭 福 祉	必修	2	
	社 会 的 養 護 I	必修	2	
保育の対 象の理解 に関する 科目	介 護 原 論	選択	2	
	教 育 心 理 学	必修	2	
	子 ども の 理 解 と 援 助	選択	1	
	子 ども 家 庭 支 援 の 心 理 学	選択	2	
	子 ども の 保 健	選択	2	
保育の内 容・方法 に関する 科目	子 ども の 食 と 栄 養	選択	2	
	保 育 方 法 論	選択	2	
	教 育 課 程 論	必修	2	
	保 育 内 容 総 論	必修	1	
	保 育 内 容 健 康	必修	1	
	保 育 内 容 人 間 関 係	必修	1	
	保 育 内 容 環 境	必修	1	
	保 育 内 容 言 葉	必修	1	
	保 育 内 容 表 現	必修	1	
	子 ども と 健 康	選択	1	
	子 ども と 人 間 関 係	選択	1	
	子 ども と 環 境	選択	1	
	子 ども と 言 葉	選択	1	
	子 ども と 表 現	選択	1	
	乳 児 保 育 I	選択	2	
	乳 児 保 育 II	選択	1	
	子 ども の 健 康 と 安 全	選択	1	
	社 会 的 養 護 II	選択	1	
	特 別 支 援 教 育 の 理 解	選択	2	
	保 育 相 談 の 基 礎 (含幼児理解の理論及び方法)	選択	2	
	子 育 て 支 援	選択	1	
幼 児 の 音 と 表 現 遊 び	選択	2		
幼 児 の 造 形 と 表 現 遊 び	選択	2		
幼 児 の 運 動 と 表 現 遊 び	選択	2		

区分	授 業 科 目	必修・選択 の別	単位数	備考
保育の内容 容・方法に 関する科目	声 と リ ズ ム 遊 び	選択	2	
	声 と 音 の 表 現 I	選択	2	
	声 と 音 の 表 現 II	選択	1	
実習に関 する科目	教 育 実 習 指 導	選択	5	事前・事後指導
	教 育 実 習	選択		
	保 育 実 習 指 導 I	選択	2	事前・事後指導
	保 育 実 習 I	選択	4	
	保 育 実 習 指 導 II	選択	1	保育所実習
	保 育 実 習 II	選択	2	
	保 育 実 習 指 導 III	選択	1	施設実習
	保 育 実 習 III	選択	2	
保 育・教職実践演習(幼稚園)	選択	2		
単 位 互 換 科 目	放送大学科目Ⅲ	選択	—	単位は修得した科目の単 位数を認定する
	放送大学科目Ⅳ	選択	—	
合 計			82	必修科目 18 単位 選択 科目 34 単位以上修得す ること

【専門科目の卒業要件】

必修科目 18 単位と選択科目 34 単位を合わせた、計 52 単位以上を修得のこと。

【学則】別表 2  
削除

【学則】別表 3

専攻科 介護福祉専攻 専門科目

授 業 科 目	必修・選択 の別	単位数	備 考
社 会 の 理 解	必修	1	
介 護 の 基 本 I	必修	2	
介 護 の 基 本 II	必修	2	
介 護 の 基 本 III	必修	2	
介 護 の 基 本 IV	必修	2	
福 祉 レ ク リ エ ー シ ョ ン	必修	2	
リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 論	必修	2	
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 技 術 I	必修	1	
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 技 術 II	必修	1	点字・手話
生 活 支 援 技 術 A	必修	3	
生 活 支 援 技 術 B	必修	4	
生 活 支 援 技 術 C	必修	3	
介 護 過 程 I	必修	1	
介 護 過 程 II	必修	2	
介 護 事 例 研 究 I	必修	1	
介 護 事 例 研 究 II	必修	2	
介 護 事 例 研 究 III	必修	1	
介 護 総 合 演 習 I	必修	1	
介 護 総 合 演 習 II	必修	1	
介 護 実 習 I	必修	1	45時間
介 護 実 習 II	必修	4	180時間
発 達 と 老 化 の 理 解	必修	2	
認 知 症 の 理 解 I	必修	2	
認 知 症 の 理 解 II	必修	2	
障 害 の 理 解	必修	2	
こ ころ と か ら だ の し く み I	必修	2	
こ ころ と か ら だ の し く み II	必修	2	
医 療 的 ケ ア	必修	6	120時間
計		57	

【卒業要件】 必修科目 57 単位を修得のこと。